

**【新設】（共同事業に係る要件の判定）**

2-23 法第64条の6第1項《損益通算の対象となる欠損金額の特例》に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、基本通達1-4-4《従業者の範囲》から1-4-7《特定役員の範囲》までの取扱いを準用する。

**【解説】**

1 通算法人（時価評価除外法人（法64の11①各号又は法64の12①各号）に限る。）が、通算承認の効力が生じた日の5年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその通算承認の効力が生じた日まで継続してその通算法人に係る通算親法人（その通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、その通算法人についての共同事業に係る要件（「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」）に該当しないときには、その通算法人の次表の事業年度（(1)にあつては、法人税法第64条の14第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定の適用がある事業年度を除く。）におけるそれぞれの金額は、損益通算（法64の5）の対象とならないこととされている（法64の6①③、以下「本制度」という。）。

	事業年度	損益通算の対象外となる金額
(1)	下記(2)以外の事業年度	通算法人のその事業年度において生ずる通算前欠損金額のうちその事業年度の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額（法64の6①）
(2)	多額の償却費が生ずる事業年度（令131の8⑥）	通算法人の適用期間内の日を含むその事業年度において生ずる通算前欠損金額（法64の6③）

2 この「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっての要件については、法人税法施行令第131条の8第2項《損益通算の対象となる欠損金額の特例》において準用する同令第112条の2第4項《通算完全支配関係に準ずる関係等》に規定されているところであるが、これらの要件は、同令第112条第3項及び第10項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する適格合併における欠損金の引継ぎ・使用制限の要件（みなし共同事業要件）と類似する規定振りとなっている。また、これらの規定は、同令第4条の3第4項《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する適格合併の要件（共同事業を行うための合併の要件）と類似する規定振りとなっている。

このため、適格合併の要件に関する取扱いを定めた法人税基本通達1-4-4《従業者の範囲》から1-4-7《特定役員の範囲》までの取扱いについては、本制度においても同様となるのであり、これらの通達に定める取扱いを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。